

第6章 計画の推進

1 官民が一体となった推進

- 進行する少子化の流れを変えるとともに、全ての子どもや若者が心身ともに健やかに成長し、将来にわたって幸せな生活を送ることができ、また、若い世代が自分らしく社会生活を送り、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる社会を実現するためには、家庭をはじめ、幼児教育施設、学校、地域、企業、NPO、その他の民間団体やグループ、行政など、社会の全ての構成機関が、こども施策の重要性に対する関心や理解を深め、こどもの最善の利益を第一に考え、協働し、それぞれの役割を果たす必要があります。
- このため、県民の理解と協力を積極的に求め、県民等との協働のもとに社会全体でこども施策を進めます。
- また、こども施策の推進において、大きな役割を担う事業主との連携を一層密接に行いながら、取組の推進を図ります。

2 全庁的な推進

- 県には、こども基本法の基本理念に則り、こども施策を策定・実施する責務があります。
- このため、知事部局、教育委員会、警察本部と一層の連携を図り、部局及び本庁・地方機関の枠を越えた情報の共有や施策の評価・分析を行い、全庁を挙げて総合的、計画的にこども施策の推進を図ります。

3 国・市町村との連携

- 国及び市町村と密接な情報交換を行い、連携及び協働を図るとともに、国・県・市町村の間で適切な役割分担を行いながら、こども施策を総合的、計画的に推進していきます。

4 計画の点検・評価・見直し

- 計画策定後は、各事業の実施状況及び計画全体を点検・評価のうえ、島根県子ども・子育て支援推進会議等へ報告し、その意見等を改善に活かします。
- また、社会情勢の変化や計画の達成状況、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。